事務連絡

平成28年12月

生活保護法等指定薬局　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　熊本市中央区役所保健福祉部保護課

**新電算システム導入に伴う生活保護調剤事務の変更点について**

平素より、本市生活保護行政における調剤事務にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、生活保護業務にて現在使用しております電算システムが、平成29年1月をもって新しいシステムに移行することとなり、これに伴いまして、下記のとおり調剤事務の取扱いが変更されますので、ご了知いただきますようお願い申し上げます。

なお、下記の変更点につきましては、12月初旬に熊本市薬剤師会への説明を実施しており、同会より平成29年1月発送予定の会報にも、下記の内容と同様の「事務連絡」が同封される予定となっておりますことを申し添えます。

記

新福祉システム導入に伴う、調剤業務（薬局様）の事務変更点については、大きく分けて以下の6点です。

**１ 毎月利用者全員分の調剤券請求が必要（継続分も含む）**

**２ 各管轄区へ調剤券の請求が必要**

**３ 調剤券請求様式（以下、処方せん受付報告書）・調剤券・送付書の様式変更**

**４ 受付方法の多様化（FAX、メール、処方せんによる調剤券請求の受入）**

**５ 調剤券の問い合わせは各管轄区**

**６ その他**

　★本「事務連絡」以外の資料につきましては、熊本市ホームページ内保護管理援護課のページ（以下、熊本市ＨＰと記載）に合わせて掲載しておりますので、ダウンロード等によりご参照・ご活用ください。

**１ 毎月利用者全員分の調剤券請求が必要（継続分も含む）**

（1）調剤利用者（生活保護受給者）全員の調剤券の請求が毎月必要となります。

　　　※調剤券の請求された対象者のみ、調剤券を発券しますので、これまでと異なり、継続利用者も毎月調剤券の請求が必要となります。

**２ 各管轄区へ処方せん受付報告書の提出が必要**

　（1）各管轄区での発行・管理となるため、各区保護課へ調剤券の請求が必要となります。

　　・管轄区は調剤対象者の居住区・公費負担者番号※にてご判断ください。極力、対象者の住所を確認いただき、それでも住所不明な場合や市外居住者に限り、特定の区へ調剤券を請求いただいて構いません。

※公費負担者番号は各区異なりますので、番号に応じて各管轄区へ調剤券の請求を行ってください。

【公費負担者番号一覧】

|  |  |
| --- | --- |
| 区名 | 公費負担者番号 |
| 中央 | 12434049 |
| 東 | 12434056 |
| 西 | 12434031 |
| 南 | 12434064 |
| 北 | 12434023 |

**３ 処方せん受付報告書・調剤券・送付書の様式変更**

　（1）処方せん受付報告書（詳細は熊本市ＨＰ掲載の「様式新旧対照表」、「処方せん受付報告書（新様式・参照）」を参照）

　　・処方せん受付報告書は、簡略的な様式に変更しましたので、新様式にてご請求ください。

・新様式の処方せん受付報告書のデータ（EXCEL）については、熊本市ＨＰよりダウンロードしご活用ください。また、ご連絡いただいた際にはメールにて提供させていただくことも可能です。

（2）調剤券（詳細は熊本市ＨＰ掲載の「様式新旧対照表」、「生活保護法調剤券・単票（新様式）」、「生活保護法調剤券・連名（新様式）」参照）

　　⇒調剤券については、単票または連名にて出力されます。

　　＜単票＞

　　　・一薬局、一処方元医療機関、一対象者の調剤券請求時に発行されます。

　　＜連名＞

　　　・一薬局、多数処方元医療機関、対象者多数の調剤券請求時に発行されます。

　　　・社保併用と単独については、別々に出力されます。

　（3）送付書（詳細は熊本市ＨＰ掲載の「様式新旧対照表」、「送付書（新様式）」を参照）

　　・新様式の送付書にて発送されます。

　　・これまでの「調剤券送付書（受領書）及び報告書」はなくなります。

　　※必要な調剤券のみの発行となりますので、不要な調剤券は原則なくなり、「調剤券送付書（受領書）及び報告書」の返送も不要となります。

**４ 受付方法の多様化（FAX、メール、処方せんによる調剤券請求の受入）**

　（1）FAX・メールでの処方せん受付報告書の提出を受け付けます。

　　・これまで、原則郵送での受付を行ってきましたが、各区への請求のコスト等を鑑み、FAX・メールでの処方せん受付報告書の提出を受け付けます。

　　※ただし、FAXについては送信後の到達確認（薬局側からの確認）を行うことが条件となります。（誤送信防止のため）

　　※メールの送信にあたってはパスワード等を設定していただき、個人情報の遺漏がないようご配慮ください。なお、その際のパスワードについては、こちらから指定をしますので、下記の【変更内容問い合わせ先】にお問い合わせいただくか、平成29年1月に熊本市薬剤師会より発送予定の会報に同封しております、「事務連絡」をご参照ください。（パスワードの設定方法等につきましては、熊本市ＨＰ掲載予定）

※メールの件名は以下のとおりで統一させていただきます。

　　　メール件名：【●●薬局：430123456（薬局コード）】処方せん受付報告書

　　※各区保護課の連絡先（FAX番号等）の詳細については、別途熊本市HPに掲載しておりますので、ご確認ください。

　（2）処方せんの写しによる調剤請求を受け付けます

　　・処方せんの写し（調剤年月日、処方元医療機関名、対象者氏名、生年月日、調剤薬局名が明記されているものに限り）の提出でも、調剤券の請求として取扱います。

　（3）提出期限はこれまでどおりとなります。

・提出期限は、生活扶助費支給日（毎月1日、1日が休日の場合は前営業日、1月は開庁最終日の前営業日）から、11開庁日前の日までに必着となります。

　　※提出期限日の23：59までに各区保護課必着

★個人情報保護上の取扱い上、調剤券請求の方法につきましては各薬局にてご判断いただき、各薬局の責任

のもと請求方法をご選択ください。誤送信・誤送付等につきましては、当市では一切責任を負いかねます

ので、あらかじめご了承ください。

**５ 調剤券の問い合わせは各管轄区**

　（1）調剤券の問い合わせは管轄福祉事務所（各区保護課）へお問い合わせください。

　　・各区で調剤券の管理を行いますので、問い合わせについては各区保護課へ行ってください。

**６ その他**

（1）調剤券発行について

　　・発行方法は現行同様、一括発行となります。

　　※今後は予算に応じて、オンライン調剤券発行へのシステム改修を検討予定

　　・調剤券は各薬局よりご請求いただいた分のみの発行となります。

　　※利用に応じた分のみの発行体制となりますので、未使用の調剤券は発生しない見込みです。（返送が不要）

　（2）調剤券発送について

・発送日はこれまでより少し早くなり、生活扶助費支給日（毎月1日、1日が休日の場合は前営業日、1月は開庁最終日の前営業日）から、2開庁日前の予定です。

　（3）1月中旬提出期限の調剤券請求分より対象

　　・上記変更事務の対象は、当該変更に係る周知期間を1ヶ月程度設定することとし、2月中旬提出期限の調剤券請求分からすべての変更内容を実施するものとします。なお、１月中旬提出期限の調剤券請求分については、様式は新・旧どちらをご利用いただいても問題ありません。

　　・1月末頃発送の調剤券は、従前のとおり調剤券を郵送しますが、2月末頃発送の調剤券はご請求があった調剤券のみ郵送いたします。なお、１月末頃発送した調剤券において、未使用の調剤券については返送不要です。

【各区保護課連絡先】

中央区保護課　総務班調剤担当　電話：096-328-2320

東区保護課　　総務班調剤担当　電話：096-367-9129

西区保護課　　総務班調剤担当　電話：096-329-6839

南区保護課　　総務班調剤担当　電話：096-357-4134

北区保護課　　総務班調剤担当　電話：096-272-6910

【変更内容問い合わせ先】

熊本市中央区役所保健福祉部保護課総務班

担当：吉川・小川

連絡先：096-328-2320

FAX：096-359-0382

E-mail：chuouhogo@city.kumamoto.lg.jp